

# 令和元年度第1回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日 時：令和元年10月2日（水）  
午前10時00分～

会 場：上越市役所4階 401会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長の選任

5 議 題

(1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和元年度実施計画進捗状況について

… 事前配付資料1

… 当日配付資料1

(2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画（案）について

… 事前配付資料1

… 当日配付資料1

(3) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針変更案について

… 事前配付資料2

6 その他

7 閉 会

第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和元年度実施計画進捗状況及び令和2年度実施計画(案)

事前配付資料1

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和元年度				令和2年度(案)				担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無		目標	計画(具体的な取組内容)		
								目標	計画									実績見込み	目標
誰もが互いを尊重し理解し合えるまちづくり	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	有	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(5回) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・社協よりでの啓発記事掲載 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座(5回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・教員研修では、参加者の95.6%が授業の実施方法を理解できたと回答したことから、学校での活用できる体制作りに寄与できた。 ・関連団体との連携もスムーズに取れるようになり、普及啓発活動が促進され、普及啓発が促進された。	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	共生まちづくり課			
					②相談・支援体制の充実	2	有	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関が対応した事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等を実施:年2回 ・障害者差別の解消に資する啓発活動(障害のある人や障害特性などにかかわるテーマの講演会等)の開催:1回以上	・障害を理由とする差別に関する相談対応:0件(令和元年8月時点) ・相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所に対し差別等案件の情報提供を再度依頼(令和元年7月) ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消に向けた取組について協議(年2回開催予定。第1回:8月6日、第2回:2月) ・障害者差別解消啓発講演会の開催(令和元年10月)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害を理由とする差別に関する相談や情報提供が少ないため、障害のある人と日常的に接する相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所に対し差別等案件の情報提供を再度依頼し、差別解消に向けた取組を進めることができた。	-	有	・障害者差別解消法の趣旨等を市民をはじめとした事業所等に周知することにより、障害のある人への合理的配慮が提供されるよう環境の整備を図るとともに、差別事案が生じた場合に相談、情報提供しやすい体制を整える。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催:年2回 ・障害者差別解消に資する啓発活動の実施。 ・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上	福祉課
					3	有	障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の実施 ・障害福祉サービス及び放課後サービスの実施	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターや市内相談支援事業所と連携し、個人に寄り添いながら相談対応を行った。 ・相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(月1回) ・個別の相談ケースのケース検討会(月2回) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所職員の連携	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターや地域の計画相談事業所等と連携し、個人に寄り添いながら相談対応を行った。 ・相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を通じた提供を行った。 【令和元年7月まで】 障害者サービス:1,521人 障害児サービス:215人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・基幹相談支援センターや地域の計画相談事業所等が利用者により活用されることから、相談対応を行った。個別の相談ケースのケース検討会を通じて、支援策に係る情報共有や参加職員の資質向上を図ることができた。	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、地域の計画相談事業所等と連携し、個人に寄り添いながら相談対応を行った。 ・相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を通じた提供を行った。 【令和元年7月まで】 障害者サービス:1,521人 障害児サービス:215人	・相談支援事業については、平成30年度からの上越市版地域包括ケアシステムの構築に向けたすこやかなくらし包括支援センターへの市の相談機能の一元化に合わせ、障害福祉の相談を含めた地域における相談支援体制を見直す。	福祉課	
					4	有	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にすることができた。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にすることができた。 相談件数:4,000件(見込)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	必要に応じて、市役所の関係課や、児童相談所、警察署、県の女性相談所などの関係機関と連携・協力しながら適切な相談に努めたことにより、相談者の安全確保が図られる状態にすることができた。	-	有	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)
5	有	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会を開催(センターで開催のため回数未定)	・地域包括支援センターによる高齢者相談を実施した。 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会を開催した。(1回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護などの相談に対応しているほか、地域包括支援センター職員を対象とした各種研修会を開催した結果、相談対応能力の向上につながった。	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修会の開催	すこやかなくらし包括支援センター					
6	有	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応した。 相談件数:250件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に応じ、問題を解決することができた。	拡充	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。	共生まちづくり課					

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和元年度				令和2年度(案)									
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課		
									計画	実績見込み									計画	実績見込み
					7	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携するとともに、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・市内全小中学校に定期的にカウンセラーを派遣し、子ども・保護者・教職員の相談体制を整える。 ・年1回、市内全小中学校の主に管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図る。 ・いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童虐待防止推進月間に合わせ町内会へのチラシの配布、広報上越やFM-Jで虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催する。(R元年度7回程度) ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施した。(R元年度10回程度) ・市内全小中学校に月2～4回、カウンセラーが訪問し、児童や保護者の相談に対応した。 ・10月21日(月)に市内全小中学校の主に管理職を対象に虐待の通告にかかわる研修会を開催予定。研修は悉皆研修。 ・5月15日(水)にいじめ問題対策連絡協議会を開催。関係団体から12名が参加し、いじめの未然防止に関する協議を行った。第2回は2月に実施予定。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・児童虐待に関する事件報道も多くなり、市民の関心が高まっているため、出前講座の開催依頼があることから、例年の事業についても、計画どおり実施し、より多くの市民から当市の児童虐待の現状、予防・早期発見、早期対応の重要性を知ってもらうことができた。	-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携するとともに、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施する。 ・市内全小中学校に週2～4回、カウンセラーが訪問し、児童や保護者の相談に対応する。 ・市内全小中学校の主に管理職を対象に虐待の通告にかかわる研修会を開催する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童虐待防止推進月間に合わせ町内会へのチラシの配布、広報上越やFM-Jで虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催した。(R元年度7回程度) ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施した。(R元年度10回程度) ・市内全小中学校に月2～4回、カウンセラーが訪問し、児童や保護者の相談に対応した。 ・10月21日(月)に市内全小中学校の主に管理職を対象に虐待の通告にかかわる研修会を開催予定。研修は悉皆研修。 ・5月15日(水)にいじめ問題対策連絡協議会を開催。関係団体から12名が参加し、いじめの未然防止に関する協議を行った。第2回は2月に実施予定。	すこやかなくらし包括支援センター こども課 学校教育課	
					8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	-	有	・市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談:毎週金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	・市民相談員1人…240回開催(740件見込み) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談:毎週金曜日 午後49回開催(120件見込み) ・司法書士相談:毎週火曜日 午後49回開催(45件見込み)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・庁内関係課との連携により、多様な相談に対し、適切な窓口を案内し、また、弁護士、司法書士による無料法律相談も開催し、相談者の不安解消が図られた。	-	有	・市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談:毎週金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	市民課(市民相談センター)
					9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害を防止する。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	・消費生活相談員3人…240回(1,200件見込み) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・相談に適切に対応するよう、最新の情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組み、消費生活における不安解消が図られた。	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談:市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	市民課(消費生活センター)
					10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜(9:30～11:00)、金曜(10:00～11:30)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜(9:30～11:00)、金曜(10:00～11:30)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30) 述べ受講者数:550人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人市民に向けた当教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とすることで、効果的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。 ・教室への参加を機に、外国人市民が上越国際交流協会の実施する講座や催し物に参加し、自国の文化を紹介するなど、日本人市民との交流を行うことができた。	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜(9:30～11:00)、金曜(10:00～11:30)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	共生まちづくり課
					11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・通常より文字を大きく、行間を広くした特集記事の作成(年2回以上)	-	有	・内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。	・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。	・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・広報8月1日号、9月1日号でユニバーサルデザインの視点で記事を作成した。 ・平成30年度に実施した市政モニターアンケートでは、広報を全部または一部読むと回答した人が約88%(H28結果:約80%)、内容が分かりやすいまたはどちらかといえば分かりやすいと回答した人が約94%(H28結果:約87%)であった。また、興味を持った内容としてユニバーサルデザインで作成した特集を挙げる回答者が有り、その理由の一つとして文字が大きいことを挙げるなど、ユニバーサルデザインやメリハリある紙面編集などが、多くの市民に広報紙を読んでもらうことにつながっていると考えられる。	-	有	・内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。	・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。	広報対話課

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和元年度						令和2年度(案)			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向					方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性		予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)
										計画	実績見込み								
				12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))	-	有	・外国人の市政に対する理解を深めるために、市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。	・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。	・当市で農作業体験をした外国人や看護大学で研修した外国人などに市勢要覧を配布した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・当市で農作業体験をした外国人や看護大学で研修した外国人などに市勢要覧を配布した。	-	有	・外国人の市政に対する理解を深めるために、市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。	・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。	広報対話課

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度										令和2年度(案)			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
								目標	実績見込み								
								計画	実績見込み								
誰もが学べるまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活を送れるようにする。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築を行う。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを増員・配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにした。 ・巡回相談員を28人配置し、要請のあった学校に巡回相談を行い、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図った。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員を15人増員した。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行った。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員を28人配置し、要請のあった学校に巡回相談を行い、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制を充実させることができた。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員を15人増員し、支援に役立てることができた。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行うことができた。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	学校教育課
			14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・幼稚園児: 入園料・保育料の補助 ・児童生徒: 学用品の購入費、給食費等の援助	-	有	・児童生徒: 対象となる保護者1,781人(平成31年度認定見込者数)に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児: 対象となる保護者25名(平成31年度保育料減免者数の見込み)に対し、保育料の減免を行うことで、経済的負担を軽減する。	・児童生徒: 学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 小学校: 1,095人 85,037千円 中学校: 686人 80,709千円 ・幼稚園児: 対象となる世帯について、引き続き保育料の減免を行う。対象者(見込み): 28名 599千円/年の減免(4月～9月まで)	・児童生徒: 学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 小学校: 1,095人 85,037千円 中学校: 686人 80,709千円 【幼稚園児】 ・4月～9月: 対象となる世帯について、保育料を減免した。 51人: 599,608円(見込み) ・10月以降: 国の幼児教育無償化に伴い、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 46人(見込み)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・児童生徒: 学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 小学校: 1,125人 94,285千円 中学校: 723人 88,442千円 ・幼稚園児: 国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とする。 幼稚園児: 49人 4,704千円/年の保育料免除	学校教育課	
			15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ・給付型奨学金については、国や県、他市の動向を確実にとらえ、当市として必要な支援の在り方を引き続き検討する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数: 3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法: 広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数: 20人程度 ・給付型奨学金については、国が2年後の拡充を決定していることから、国の具体的な動向や、国の拡充に伴う県や他市の動きを把握し、当市として必要な支援の在り方を検討する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知及び奨学生の募集を行った。 ○周知及び募集回数: 2回(予約募集、在学募集)※2回の募集で定員に達したため、追加募集は不要となった。 ○広報上越(3/1号、10/1号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内外の中学校、高校、大学等、合計112施設宛に募集要項を送付した。 ○20名程度に対して、20名から応募があり、20名全員を採用した。 ・給付型奨学金について、国が令和2年度からの拡充を決定したことを受け、情報収集を行った。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数: 3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法: 広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数: 20人程度	学校教育課	
			16	②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催)	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業: 124事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業: 124事業	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	すべての公民館で、公民館主事が公民館運営委員や地域の各種団体等と連携を図り、各年齢期や各地域のニーズ把握に努め事業を実施し、生涯を通じて学べる機会を提供することができた。	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業: 124事業
17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、デジター図書)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。目標: 録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数560タイトル。	・ボランティア団体と協力し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	・ボランティア団体と協力し、新規録音図書を16本作製済みであり、蔵書の充実が図られている。 ・録音図書および点字図書等の貸出は目標を達成できる見込み(7月末時点で250タイトル)。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	ボランティア団体の協力により、新規作製は順調に行われており、また、貸出数についても目標を達成できる見込みである。	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	社会教育課(図書)			
18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等のスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツ活動を市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブを対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供を行った。 ・上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、9月8日に「発達障害の特徴と個性への対応方法について」をテーマとした講義とバラスポーツ「ボッチャ」の「サポーター養成講習会」を開催した。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣した。 派遣実績: 200回 参加人数: 13,000人 ・障害者団体やスポーツ推進委員などが共同し、11月9日に「ニュースポーツ体験交流会」を開催した。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供を行った。 ・上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、9月8日に「発達障害の特徴と個性への対応方法について」をテーマとした講義とバラスポーツ「ボッチャ」の「サポーター養成講習会」を開催した。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣した。 派遣実績: 200回 参加人数: 13,000人 ・障害者団体やスポーツ推進委員などが共同し、11月9日に「ニュースポーツ体験交流会」を開催した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・各スポーツ教室、大会に参加するための情報を幅広く周知することができた。 ・総合型地域スポーツクラブのほか、学校関係者や障害者団体から出席いただき、発達障害についての理解を深めることができた。また、バラスポーツ「ボッチャ」の理解・普及の促進を地域で支援するサポーターを育成することができた。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣したことで、得られたスキルを活かし、地域でよりよい活動を展開することができた。 ・障害者スポーツや生涯スポーツを普及し、根付かせていくための環境の整備を進めることができた。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブを対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	スポーツ推進課 福祉課			

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度										令和2年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
								目標	計画									実績見込み
								計画	実績見込み									実績見込み
誰もが働けるまちづくり	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助金交付 ・市内内外の学校や市内事業所の訪問 ・インターンシップ登録事業所を増加する。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就職ガイダンス等の開催 2回 ・就労促進家賃補助金の交付 30件 ・市内内外の学校や市内事業所の訪問 100件 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を5回開催した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	事業の実施により、市内企業等への就労支援を行い、地元企業への定着を支援した。インターンシップ登録事業者の増加により、市内企業の採用の意欲が高まり、地元企業への就労を促すことができた。	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助金交付 ・市内内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	産業政策課		
			20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業):2.2%以上	・10月17日、2月19日に障害者合同就職面接会を実施 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施 ・平成30年度の障害者の実雇用率が2.16%となっており、雇用率が年々上昇していることから、法定雇用率を達成する見込み	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	関係機関と連携し、障害者合同就職面接会を開催したことにより、市内企業での障害者の雇用促進につながった。 また、チラシの作成、障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、障害者雇用に向けた支援を行うことで、障害者雇用に向け市内企業の障害者雇用に対する理解を深めた。 平成30年度の障害者の実雇用率が2.16%となっており、雇用率が年々上昇していることから、法定雇用率を達成する見込みとなっている。	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業):2.2%以上	産業政策課		
			21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネート事業の実施	-	有	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り、雇用の促進を図る。 ・これまでの農福連携事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就業や就労意欲の向上につながる。	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り、雇用の促進を図る。 ・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。また、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回) ・農福連携の新たな取組みとして6次産業化に向けたモデル事業の検討を進める。	・受託農作業の拡大(継続)の取組及び農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会(2回)の実施を上越ワーキングネットワークに委託し、実施した。 新規受入農業者:1事業者(7月末時点) 受託農作業23件(7月末時点) 研修会:①福祉事業所の農福連携に関するスキルアップを図る研修視察(10月中旬)②農業者向けに農福連携に関する理解を深めるセミナー(11月下旬) ・6次産業化に向けた法人との協議を行い、次年度からの事業開始の方向で協議が整った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	受入農家の開拓、福祉事業所とのマッチング等のコーディネートによって受入農業者と受託件数が増加し、農業分野における就労機会を拡大することができた。	-	有	・就業・生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入農家の開拓によって障害者の就業や就労意欲の向上につながることも農業分野での就労機会の拡大を図る。	福祉課	
			22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるような就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	-	有	・就労につながらずに在宅で生活している障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施した。 ・支援状況(7月末時点) ①就労前支援 37件 ②訓練支援 40件 ③実習支援 19件 ④定着支援 115件 ⑤就労先・実習先開拓 9件 ・就職者(7月末時点) 一般企業 3人 障害福祉事業所 1人 合計4人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ジョブサポーターが中心となり、福祉事業所やハローワーク、企業と連携しながら、在宅で生活している障害のある人の就労に向け、訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施したことにより、一般企業や福祉事業所での就労に結びついている。	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	福祉課	
23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 1件 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催(3回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげた。	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	産業政策課				

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和元年度						令和2年度(案)				担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標		計画 (具体的な取組内容)	
									計画	実績見込み									
		②職業能力や人材の育成		24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	・母子・父子自立支援員による就労支援を実施した 就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施した ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) 【実績見込】 自立支援教育訓練給付金 5件 321千円 高等職業訓練促進給付金 4件 3,350千円 ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につながっている。	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	こども課
				25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業): 2.2%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助 ・10月17日、2月19日に障害者合同就職面接会を実施 ・障害者資格取得支援補助 20件 ・平成30年度の実雇用率が2.16%となっており、雇用率が年々上昇していることから、法定雇用率を達成する見込み	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	関係機関と連携し、障害者合同就職面接会を開催するとともに、障害者資格取得補助を行い、障害者の就労機会の拡充につなげた。 平成30年度の障害者の実雇用率が2.16%となっており、雇用率が年々上昇していることから、法定雇用率を達成する見込みとなっている。	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の法定雇用率(民間企業): 2.2%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助	産業政策課	
				26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図った。 ・実施講座: 8/24「ファンリテーション基礎講座」 3/8「いきいき働くところとカラダづくり」 ・毎月事前予約制で雇用政策専門員の相談窓口を開催した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・男女共同参画推進センター講座において、女性の能力発揮支援に関係した講座を実施し、市民へ意識の浸透を図ったことにより、女性が活躍できる社会づくりの取組を進めることができた。 ・毎月相談窓口を開設し、再就職に向けた助言を行った。	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター) 産業政策課

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度								令和2年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
								目標	計画								
								実績見込み	計画								
誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をすとも、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続した。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行った。 平均受診率(見込):95.0% ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問及び低出生体重児等への訪問指導を実施した。 訪問実施率(見込):99.2%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	健康づくり推進課
			28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	-	有	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示により、引き続き接種勧奨に努める。	乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示により、接種勧奨を行った。 接種率(見込み):94.71%	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示により、引き続き接種勧奨に努める。	健康づくり推進課
			29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組めます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%にする。 ・5歳児のむし歯有病率を30%にする。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	・歯科医師の診察、相談を実施した。 ・ブラッシング指導を実施した。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を実施した。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。 ・3歳児のむし歯有病率:7.4% ・5歳児のむし歯有病率:28.3%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	健康づくり推進課 保育課 学校教育課
			30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。	・乳幼児健診、離乳食相談会、保育園における健康学習を実施した。 実施回数(見込):年間304回	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・乳幼児健診、離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。	健康づくり推進課
			31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。 ・健康診査を年2回実施 受診者数見込120人	・送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施 受診者数見込120人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	健康づくり推進課
			32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,740人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん7,605人、肺がん18,234人、大腸がん14,827人	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査の実施 見込6,740人 各種がん検診を実施。 見込:胃がん7,605人、肺がん18,234人、大腸がん14,827人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,740人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん7,605人、肺がん18,234人、大腸がん14,827人	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	健康づくり推進課
			33	平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供できた。 (診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	健康づくり推進課 (地域医療推進室)
			34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所7施設 出張診療所1施設	-	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援できた。	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	健康づくり推進課 (地域医療推進室)
			35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における患者輸送車の定期運行 ・吉川区川谷地区における患者輸送バスの定期運行	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数:中ノ俣:週2回、吉川区川谷:毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、車両を継続して運行し、通院支援できた。 (運行日数:中ノ俣:週2回、吉川区川谷:毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	健康づくり推進課 (地域医療推進室)
			2	(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有



第4次人まち計画での位置付け				令和元年度							令和2年度(案)						
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
								目標	実績見込み								
		(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	(1)高齢者福祉の推進	36	要介護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センター職員の研修会開催	-	有	・訪問による高齢者の生活の実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回)	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集を行った ・地域包括支援センター職員の研修会を開催した。(年6回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・訪問による高齢者の生活の実態把握と情報発信を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	すこやかなくらし包括支援センター
				37	介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	-	有	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・第7期介護保険事業計画に基づき必要な介護保険サービスの給付を実施した。 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を実施した。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。	高齢者支援課
				38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	-	有	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防等の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,361回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 3,684回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室を実施した(1,304回) ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等を実施した(2,380回) ・身体機能評価を実施した(年1回) ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議を実施した。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,400回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施	高齢者支援課
				39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。	-	有	・高齢者に配食サービスの提供	・ケアマネージャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・ケアマネージャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供した。 :配食数 79,466食	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・ケアマネージャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供し、高齢者の自立した生活を支援できた。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課
				40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。(施設には市から減免補てん金を交付…199,600件分43,806千円) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・高齢者に浴槽施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとなった。	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	高齢者支援課
				41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	-	有	・スポーツ大会や作品展等の開催	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,600人 :シニアゲートボール大会等 7地区で開催 790人 :シニア作品展 出展 440点、来場者1,800人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促した。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行った。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行った。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,349人 :シニアゲートボール大会等 7地区で開催 610人 :シニア作品展 出展 440点、来場者1,800人 :老人クラブ連合会との意見交換 5回実施 (グラウンドゴルフの取組等について)	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・スポーツ大会や作品展の開催等を通じて、高齢者同士の交流や世代間の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。 ・老人クラブなどの会員数が減少傾向にあることから、参加者数等は年間目標を下回る見込みであることから、引き続き老人クラブ連合会を通じて、参加を促していくこととした。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。	高齢者支援課
				42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	-	有	・シルバー人材センターへの補助金の交付	・高齢者に対し就業を通じて生きがいの場を提供する。シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへ補助を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進できた。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。	高齢者支援課
				43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	-	有	・老人クラブへの補助金の交付	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 :老人クラブへの補助金 交付額 17,039千円 :老人クラブ連合会未加入団体 交付額 785千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,534千円(活動費) 交付額 200千円(事務費) 交付額 1,200千円(活動活性化)	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援した。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 16,301千円 :老人クラブ連合会未加入団体 交付額 841千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,526千円(活動費) 交付額 200千円(事務費) 交付額 1,200千円(活動活性化)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・老人クラブ連合会に加入しているクラブ、老人クラブ連合会に加入していない団体、及び老人クラブ連合会の事業費等の一部を助成し、高齢者の健康保持推進活動、交流友愛活動及び地域福祉活動を活性化するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 16,301千円 :老人クラブ連合会未加入団体 交付額 841千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,526千円(活動費) 交付額 200千円(事務費) 交付額 1,200千円(活動活性化)	高齢者支援課

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度										令和2年度(案)			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
								目標	計画								
								計画	実績見込み								
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 :本町ふれあい館 10,300人 :直江津ふれあい館 3,100人	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知した。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図った。 入館者数 :本町ふれあい館 11,700人 :直江津ふれあい館 2,900人	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	高齢者支援課
			45	高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	・コミュニティFM放送に出演する職員がラジオ放送でわかりやすく話すための技術を学ぶ機会を作る。	・コミュニティFM放送に出演する職員向けに、ラジオ放送でわかりやすく話す技術を学ぶアナウンス研修を2回実施する。	職員向けのアナウンス研修を2回実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・コミュニティFM放送に出演する職員がラジオ放送でわかりやすく話すための技術を学ぶ機会を作る。	・コミュニティFM放送に出演する職員向けに、ラジオ放送でわかりやすく話す技術を学ぶアナウンス研修を2回実施する。	広報対話課
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通して、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 全体会議(年3回)、専門部会(年3回程度)、実務担当者会議(年2回程度)	・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の運営方法等について意見交換を行う。また、専門部会における検討結果を含めた活動報告書を作成する。 ・各専門部会にて障害のある子ども等に係る支援策等について集中的に検討する。 ・実務担当者会議にて地域課題の抽出等を行う。	・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の運営方法等についての意見交換を行った。また、専門部会における検討結果を含めた活動報告書を作成した。 ・各専門部会にて障害のある子ども等に係る支援策等について集中的に検討した。(年3回程度) ・実務担当者会議にて地域課題の抽出等を行った。(年2回程度)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通して、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 全体会議(年5回)	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域生活支援拠点等の運営方法等についての意見交換を踏まえ、地域生活支援拠点等運営事業者の指定を行うことができた。 ・各専門部会での議論を踏まえながら、「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」の策定や「障害福祉サービス施設ハンドブック」の改定を行うことができた。	福祉課
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・障害福祉サービスの給付による生活支援を行う(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 ・新たな助成制度について適切に給付を行う。(高齢障害者の助成)(児童発達支援無償化)	・支援が必要である障害のある方に対し、相談支援専門員と連携し、障害福祉サービスの利用につなげ、障がいのある人の支援を行った。 ・新たな助成制度について対象者の抽出を行った。年内に給付を行うとともに、給付の手続きの流れを整理する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	福祉課
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。 5,169人 460,360千円	・医療費の助成や手当を給付。 重度心身障害者医療費助成 5,169人 460,360千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減できた。	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	福祉課
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 371人	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者 371人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切に保育サービスを提供できた。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 371人	保育課
			50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	-	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 35件	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 相談延べ件数見込み2,000件 療育延べ件数見込み7,700件 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 70件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。子どもに、障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ることができた。	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 70件	すこやかなくらし包括支援センター(こども発達支援センター)
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。 ・補装具490件 46,657千円 ・日常生活用具4,420件 42,894千円	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具490件 46,657千円 ・日常生活用具4,420件 42,894千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付及び補装具の購入・修理費用の支給し、生活環境の改善や日常生活の向上を図ることができた。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	福祉課
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援した。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援できた。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。	福祉課	

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和元年度				令和2年度(案)				担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性		予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	
									計画	実績見込み									
				53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	-	有	・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行した。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額・免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額・10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額:改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、令和元年7月に運営協議会を実施。1団体の更新審議の他、事業の運営状況について確認を行う。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行した。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…2,129人 37,913千円 燃料券の交付…2,736人 49,593千円 燃料費助成…808人 14,231千円 【運転免許取得費の助成】 助成件数…2件、助成金額…200千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成件数…6件、助成金額…600千円 【介護者用自動車改造費の助成】 助成件数…10件、助成金額…3,300千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) 利用人数…6,827人 ・福祉有償運送運営協議会を令和元年7月に実施。1団体の更新審議のほか、地域の福祉有償運送について状況確認を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図られている。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援した。	-	有	・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行した。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額・免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額・10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額:改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台)	福祉課
				54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・手話通訳者等の派遣により、自身や子供の通院や保育園・学校の参観や面談など聴覚に障害のある人のコミュニケーションがスムーズに行えた。 ・手話通訳者の登録までは、最長で5年かかるため継続的にフォローアップ講座等を開催し、手話通訳者の育成が図られた。	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。	福祉課	
				55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、必要な修正や古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用できた。	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	広報対話課	
				56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDに録音し情報提供した。(40人)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	視覚に障害のある人へ市政情報を提供できた。	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	福祉課	
		③子育て・療育支援の充実		57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,176人 障害児保育(実利用者見込み) 239人 一時預かり(延べ利用者見込み) 6,087人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 36,470人 休日保育(延べ利用者見込み) 558人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 11,299人 病児・病後児保育室 5,484人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供できた。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供できた。	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,176人 障害児保育(実利用者見込み) 239人 一時預かり(延べ利用者見込み) 6,087人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 36,470人 休日保育(延べ利用者見込み) 558人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 11,299人 病児・病後児保育室 5,484人	保育課	
				58	(再掲 No.50) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	-	有	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。 相談延べ件数見込み2,000件 療育延べ件数見込み7,700件 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 35件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施するとともに、障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ることができた。	-	有	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施する。 相談延べ件数見込み2,000件 療育延べ件数見込み7,700件 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 70件	すこやかなくらし包括支援センター(こども発達支援センター)	

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度							令和2年度(案)							
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
								目標										
								計画	実績見込み									
5	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	59	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	-	有	・くびき野NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネーターに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供した。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネーターに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	共生まちづくり課
				60	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	-	有	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:3団体(予定) フォローアップ団体:3団体(平成30年度に実施した団体)	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:0団体(8月23日現在) フォローアップ団体2団体(8月23日現在) ※新規実施団体は現在、期間を延長して募集中	C:計画どおり実施できなかった	C:目標を達成できなかった	-	有	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:3団体(予定) フォローアップ団体:3団体(令和元年度に実施した団体)	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:3団体(予定) フォローアップ団体:3団体(令和元年度に実施した団体)	共生まちづくり課	
				61	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	-	有	・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	こども課
				62	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、担い手の確保を図った。 ・担い手フォローアップ講座を2回開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図った。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標をほぼ達成(80%以上)	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図る。	高齢者支援課
				63	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	-	有	・地域の実情に合った見守り支援の検討の場の開催等を通して、それぞれの地域における見守り支援の充実を図る。	・地域の実情に合った見守り支援の充実について検討する場を設け、地域で行われている見守り活動の実例を広く町内会に紹介しながら、実践活動に繋げていく。	・各地域の実情にあわせた見守り活動が行われるよう、地域に出向いて働きかけを行ったことで、一部地域において地域全体で高齢者を見守る意識を醸成するための学習会が開かれるなど、新たな見守り活動の実施に向けた動きにつなげた。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・各地域の実情にあわせた見守り活動の充実について検討し、より効果的な地域単位での日常的な見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明等を通じた働きかけを行い、各地域の実情にあわせた日常的な見守り活動を促進する。	高齢者支援課
64	同上	・認知症サポーター養成講座	-	有	・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。	・小中学校や、町内会、事業所等で認知症サポーター養成講座を実施する。	・市民や事業所からの要請に加え、市内の小中学校や放課後児童クラブなどを対象に約140回開催し、2,500人を養成した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、地域において認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。	・小中学校や、町内会、事業所等で認知症サポーター養成講座を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター				
65	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業 ・ボランティア助成制度「美助っ人さん」	-	有	・地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供する。	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図る。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図った。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成した。 :助成件数 7,540件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供することができた。	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図る。	・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。	高齢者支援課			

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度										令和2年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課		
								目標	計画									実績見込み	
6	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・安全メールを活用し適時的確に情報を発信している。	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。	市民安全課	
				67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	-	有	・津波ハザードマップを作成し、全戸配布する。 ・新たに公表される洪水浸水想定を基に、洪水ハザードマップ素案を作成し、関係町内会へ配布する。 ・土砂災害警戒区域の追加指定に伴い既存の土砂災害ハザードマップ21種類を更新し関係地区へ配布する。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。 ・「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。	・専門家からの提言を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、全戸配布する。 ・新たに公表される洪水浸水想定が下期となったことから、それに基づき、避難場所の見直し等を行い、その結果を反映した洪水ハザードマップ素案を作成して関係町内会へ配布する。 ・既存の土砂災害ハザードマップ21種類について、土砂災害警戒区域の追加や避難場所の見直し等の情報を更新し関係地区へ配布する。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施する。	・津波ハザードマップを更新し、全戸配布した(R元年度末を予定)。 ・新たな洪水浸水想定公表見込みが下期となったことから、それに基づき洪水ハザードマップ素案の作成は次年度となる見込み。 ・土砂災害ハザードマップの更新を行った(R元年度末を予定)。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行った。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を(R3年度末完了)。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施した。	B: 計画をほぼ実施(80%以上)	B: 目標をほぼ達成(80%以上)	・県の新たな洪水浸水想定公表が下期の見込みとなったことから、それに基づく洪水ハザードマップ素案の作成は次年度となる見込みである。 ・土砂災害ハザードマップは、作成済マップ21種類について土砂災害警戒区域の追加等の情報を更新し全戸配布する。(令和2年3月完了予定) ・計画的に事業を実施し、防災体制を維持できた。	-	有	・洪水ハザードマップについて、県が新たに作成した、想定最大規模の洪水浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し配布する。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。	・洪水ハザードマップについて、県が新たに作成した、想定最大規模の洪水浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し配布する。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行った。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施する。	危機管理課
				68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行った。	・県計画の変更に合わせて修正を行った。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・県計画の変更に合わせて修正を行った(R元年度内完了予定)。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行った。	市民安全課
				69	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	-	有	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を96%以上とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備(整備率:96.0%)するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築した。 ・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を実施した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、個別避難計画の作成率向上(96%以上)を図り、災害時の避難支援体制の構築を促進した。	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を98%以上とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	高齢者支援課
				70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に、ヘルプカードを作成、配布する。	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、新規対象者の調整など、災害弱者の避難を支援する体制づくりを行った。【福祉避難所対象者(障害者):187人】 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に、より支援が必要であることを発信できるようヘルプカードのデザインを修正し、配布した。 令和元年7月時点:102枚配布	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを随時行い、福祉避難所への避難体制を整えている。	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	福祉課
				71	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備等の補助 ・防災士の養成	-	有	・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。 ・避難者による自主的な避難所運営の重要性について、意識の醸成を図る。	・防災士養成講座の開催 ・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 ・市内の指定避難所を会場として、避難所運営訓練を実施。	・防災士養成講座の開催した(50人養成) ・防災アドバイザーの派遣した(延62人) ・防災資機材等整備に係る補助交付した(95件 8,279千円) ・避難所運営訓練の実施した(23回)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・防災士養成講座の開催や、防災資機材整備に対する支援等について、当初予定していた通り進捗しており、地域の防災力向上が図られている。 ・自主防災組織を結成していない町内会に防災アドバイザーを派遣し、自助と共助の取組に関する講話等を通じて組織の結成を促し、地域防災力の向上を図った。 ・避難所運営関係者(地元住民、施設管理者、市初動対応職員)の連携強化を目的とした避難所運営訓練を実施し、避難者による自主的な避難所運営の重要性についての考えを深めた。	-	有	・自主防災組織未結成の町内会に対し結成を促すとともに、結成が難しい町内会に対しては発災時の避難体制を整える。	・防災支援員(仮称)を養成する講座の開催 ・防災アドバイザーの派遣 ・市内の指定避難所を会場として、避難所運営訓練を実施 ・自主防災組織未結成町内会及び活動不活性町内会に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施	市民安全課

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度										令和2年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
									計画	実績見込み								
		(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	72 「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の広報啓発 ・防犯教室、講習会の開催 ・防犯情報の提供	-	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。	・地域での防犯意識向上のための防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施	・地域での防犯意識向上のための防犯講話の実施した。 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼(885団体34,964人参加:確定数値) ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施した(8回) ・幼児、小学生を対象とした防犯教室を実施した(41園51小学校計92回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施することにより一人一人の防犯意識を向上させる。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。	・地域での防犯意識向上のための防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組みの依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施	市民安全課	
				73 地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	-	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。	・110番協力車によるながら/パトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	・110番協力車による、ながら/パトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図った。 登録数 5374台(前年比+40台)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。 ・110番協力車によるながら/パトロールに参加する者(団体)を増やす。	・110番協力車によるながら/パトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	市民安全課	
				74 ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・犯罪の防止に配慮した住宅等の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	-	無	・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与を実施した。	・市立全小・中学校における通学路の安全点検を実施した。 ・通話録音装置の無償貸与を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	無	・地域が安心であると実感できる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与を実施した。	市民安全課	
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	75 要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報収集します。	・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集	-	有	・支援が必要な世帯への確に助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行った。 ・決定世帯数見込5,900世帯	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・支援が必要な世帯への確に助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	高齢者支援課	
				76 要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	-	有	・親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直し後の実績等を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成30年度の実績等(除雪データを含む)を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成30年度の実績等を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を実施した。 ・検討はしたもの、助成限度額や助成区域の見直しについて、合理的な答えを導き出すには至らなかった。 ・引き続き、降積雪量等の実態把握を行い、除排雪の支援基準等の検討・研究を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直し後の実績等を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した令和元年度の実績等(除雪データを含む)を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。	高齢者支援課	
				77 通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H31年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、R元年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・地域からの要望を受け、現地確認や除雪業者との協議等の結果、歩道除雪延長の延伸を実施し、主に小中学校の通学路の歩行者空間を確保できた。	道路課(雪対策室)	
				78 中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	-	有	・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について検討を行っていく。	・引き続き、7地区11集落へ支援業務を委託した。 ・あわせて、新たなニーズや支援の在り方について調査、分析していく。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	・7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	市民安全課	
				79 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除雪や除雪等の要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	3地区において事業実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除雪や除雪等の要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	自治・地域振興課	

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度										令和2年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
									計画	実績見込み									
7	誰もが快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進した。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつけた。 ・事前協議での適合率は、構造上やむを得なかった案件を除き、100%であった。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予算要求時や実施前の事前協議を確実にし、適合率100%とすることができた。	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	共生まちづくり課
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	81	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	-	無	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を36.7%(過去10年の平均を上回っている年の平均)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 適合率:50%	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 適合率:50%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を実施し、目標の適合率を達成できる見込みである。	-	無	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%(県の目標値)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。	共生まちづくり課
		③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	82	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数:120件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉住環境コーディネーターの資格を有する住宅改修適正化推進員が、必要に応じて現地を訪問し、高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる改修となるよう助言、確認を行った。 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金補助件数:64件 ・介護保険住宅改修利用件数:846件	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	高年齢者支援課	
			83	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・住宅リフォームに関する相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知および、消費税10%前の申請件数の増加を図る。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 3件 850千円	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用の補助した。 3件 850千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人が住み慣れた場所で快適に日常生活を過ごすよう住環境の整備を行うことができた。	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	福祉課	
			84	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 ・助言指導通知 2回 ・適正管理依頼 2回+随時	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行った。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行った。 助言指導通知 3回 適正管理依頼 3回+随時	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対して空き家等の適切な管理に向けた助言、指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に向けた取組を行い、空き家を要因とした事故の発生は現時点で無い。	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言指導通知 2回 適正管理依頼 2回+随時	建築住宅課	
85	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。	・補助金の交付	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進する。補助率:1/2 補助限度額:450千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進する。補助率:1/2 補助限度額:450千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進する。補助率:1/2 補助限度額:450千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・申請のあった工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進した。 ・今後も雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図り、雁木の保存と活用を推進していく。	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進する。補助率:1/2 補助限度額:450千円	・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図り、雁木の保存と活用を推進していく。	文化振興課				

第4次人まち計画での位置付け				令和元年度										令和2年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
								目標	計画									実績見込み
誰もが移動しやすいまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	86	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施 ※道路整備計画の進捗管理にあわせて、下記「H31年度までの整備計画」の延長を見直しています。 <歩道> ○H31年度までの実施目標 ・延長…6.8km(15か所)  <道路整備> ○H31年度までの実施目標 ・延長…11.8km(27か所)	・左記の計画内容に基づき実施する。	<歩道> ○H31年度までの実施目標 ・延長…6.9km(15か所)  <道路整備> ○H31年度までの実施目標 ・延長…11.8km(27か所)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路整備を実施した。	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路の整備を進める。  ※現在、R2からの次期道路整備計画を策定中であるため、数値目標は設定できない。	道路課
			87	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路の防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・通学路6か所に防犯灯を設置する。 ・既存の防犯灯を適正に管理する。	・新設予算上箇所(通学路)への防犯灯の設置(6か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理。	・新設予算上箇所(通学路)への防犯灯の設置(6か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予算計上どおり、通学路への防犯灯の設置を行っている。 ・市が管理する防犯灯を適正に管理している。	-	有	・既存の防犯灯を適正に管理する。	・市が管理する防犯灯の適正管理	市民安全課
			88	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・カーブミラーの整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図る。	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算上箇所へのカーブミラーの設置(13か所)	・既存カーブミラーの修繕や移設、撤去を行い、適切に管理した。 ・町内会等からの新設要望については、複数の職員で現場確認を行い、設置基準と照らした上で、可否の判断を適切に行った。 ・カーブミラー13基を新設した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・計画どおり、新設箇所へのカーブミラーの設置を行った。 ・市が管理するカーブミラーを適切に管理し、安全の確保が図られた。	-	有	・カーブミラーの整備及び適正な維持管理を行い、交通事故の防止を図る。	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算上箇所へのカーブミラーの設置	市民安全課
	(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。	①地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	89	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めるため、次期総合公共交通計画を策定する。	・地域別の路線バスの再編方針の検討、地域住民との協議・合意形成、地区公共交通懇話会等における検討、事業者や庁内関係各課との協議等を行い、次期総合公共交通計画を策定する。	・各地域のバス路線の再編の方向性について、地区公共交通懇話会、住民説明会などの場で説明し、地域住民の合意を得るとともに、再編に向けて事業者との調整を行い、総合公共交通計画を策定した。 ・バスがない地域やバスを廃止する地域における住民の移動手段の確保について、関係各課が行う事業との調整を行い、互助による輸送に対する補助制度を策定した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・バス路線の役割分担や再編の方向性についての考え方を整理し、具体的なバス路線の再編内容について地域住民の十分な理解を得ながら計画を策定しており、これにより、公共交通の利便性と効率性の向上につなげることができる見込みである。	-	有	・総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。	交通政策課
			90	※分割・修正運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組めます。	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,206千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 9,546千円 バス運行対策費補助金 73路線 370,246千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,206千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 5,909千円 バス運行対策費補助金 73路線 370,246千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金を交付し、生活交通の維持確保を行う見込みである。	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は令和元年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 62,206千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 5,909千円 バス運行対策費補助金 73路線 370,246千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付	交通政策課	
			91	※分割 分りやすい運行情報や利用案内の提供に取り組めます。	※分割 ・分りやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成	-	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、総合時刻表及び啓発資料の作成方法や内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。	-	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	交通政策課
92	※分割 運行の安全性・快適性の向上に取り組めます。	※分割 ・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	有	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入支援のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 <タクシー利用券助成額> H30年度から1人あたり19,000円から24,000円に増額、あわせてタクシー券利用者を対象に実施したアンケートの結果を踏まえ、タクシー券の利便性向上に向けた検討を進める。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行い、福祉タクシー1台の補助申請を支援した。 ・タクシー券利用者を対象としたアンケート結果から、タクシー券を利用していないケースが見られたことから、平成31年度の申請受付において、タクシー券の利用の呼びかけを行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉タクシーの補助制度の情報発信を行い、福祉タクシー1台の増台に繋げることができた。	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する	・福祉タクシーの導入支援のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。	交通政策課 福祉課			



## 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和元年度実施計画の進捗状況及び令和2年度実施計画（案）について

### 1 令和元年度実施計画の進捗状況

#### (1) 事業の実施状況及び目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画令和元年度実施計画に掲げた92事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、88事業が計画どおり実施（100%）、3事業が計画をほぼ実施（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の98.9%に達していることから、概ね計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、84事業が目標達成（100%）、7事業が目標はほぼ達成（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の98.9%に達していることから、概ね事業の目標を達成できる見込みである。

基本方針	施策の方向	事前配付資料1対応ページ	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施 下段：目標達成			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1			
	相談・支援体制の充実	1～3	11	11			
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	4	3	3			
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	4	3	3			
3 誰もが働けるまちづくり	雇用機会の創出	5	5	5			
	職業能力や人材の育成	6	3	3			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	7	6	6			
	地域医療体制の充実	7	3	5	1		
	高齢者福祉の推進	8～9	10	3			
	障害者福祉の推進	9～10	11	9	1		
	子育て・療育支援の充実	10	2	7	3		
				11			
				11			
				2			
				2			

基本方針	施策の方向	事前配付 資料1対応 ページ	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施		下段：目標達成	
				A	B	C	D
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	11	7 (6)	5	1	1	
				5	1	1	
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	12	5	4	1		
	自主防災活動の推進	12	1	4	1		
	防犯対策の充実	13	3	1			
	除雪対策の充実	13	5	3			
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	14	1	5			
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	14	1	4	1		
	誰もが暮らしやすい居住環境の整備	14	4	1			
8 誰もが移動しやすいまちづくり	安全・安心な歩道・道路の整備	15	3	4			
	地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	15	4	3			
合 計			92 (91)	88	3	1	
				84	7	1	

※凡例

- 上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）  
C：計画どおり実施できなかった D：未実施
- 下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）  
C：目標を達成できなかった D：未実施

※事業数について

- ( ) 内の数値は、平成30年度事業数である。  
事業No.63について、2課に渡っていたため、分割したもの。

(2) 事業実施状況及び事業の目標達成状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業

・1事業

事前配付資料1 対応ページ	基本方針	事業内容	目標	評価
11	5 誰もが互いに支え合うまちづくり	No.60 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。</li> </ul> （新規実施団体 3 団体、フォローアップ団体 3 団体の実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規実施団体：現在、当初の申請受付期間を延長して募集している。また、課題を抱える町内会から相談があった場合には、本事業を案内することとしている。</li> <li>・フォローアップ団体：昨年実施した 3 団体のうち 2 団体について、事業実施の意向あり。</li> </ul>

## 2 令和2年度実施計画（案）

### (1)事業の状況

令和元年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら 92 事業を継続して実施する。

基本方針	令和元年度 事業数	令和2年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12	12
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働けるまちづくり	8	8
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	32	32
5 誰もが支え合うまちづくり	7	7
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	14	14
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合 計	92	92